

**(仮称)「茨城県手話言語の普及の促進に関する条例」への意見に
対する考え方について**

1 実施期間

平成30年8月27日(月)から平成30年9月10日(月)まで

2 御意見の件数

御意見を寄せていただいた方 19名

3 御意見の概要と考え方

番号	該当箇所 (条項)	御意見の概要	考え方
1	— 第2条第3号 第10条 第13条 —	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手話を広めるための条例は必要なので制定に賛成する。 ○ 手話を広めるための活動には、手話学習者や手話が好きな聴者も主体的に関わりたいので、「手話通訳者等」の定義に含めてほしい。「その他の手話通訳を行う者」は、手話通訳派遣制度に合わないので、削除してもらいたい。 ○ 埼玉県、山形県、静岡県のように「ろう者及び手話通訳者との協議の場」としてほしい。 ○ 資格を持たない人に手話通訳をしてもらうのは不安である。「手話通訳者等」を「手話通訳者」に変更してもらいたい。 ○ 条例制定後、県のホームページなどに載せる時は、手話(動画)も載せてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。 ○ 御意見を踏まえ、手話通訳者等の定義を「手話通訳者その他手話に関わる者」に変更しました。 ○ 本条例は、手話の普及等に当たり、「茨城県障害者施策推進協議会」の意見を聴くほか、第4条第2項に基づき、ろう者及び手話通訳者等の協力を得るよう努めることとしております。 ○ この規定は、手話通訳者を派遣する場合に手話通訳者以外の者を派遣するという意図ではありませんが、明確にするために、表現を変更しました。 ○ 貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
2	第2条第3号	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「手話通訳者等」の定義を「手話通訳者、手話サークル員など」にしてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御意見を踏まえ、手話通訳者等の定義を「手話通訳者その他手話に関わる者」に変更しました。

	該当箇所 (条項)	御意見の概要	考え方
2	第13条	○ 手話の普及(第4条, 第8条及び第11条)や研究(第16条)は「手話通訳者等」, 手話を用いた情報提供(第12条)や手話通訳者の派遣, 養成(第13条)は「手話通訳者」としていただきたい。	○ 変更後の定義に基づき, 規定ごとに, 「手話通訳者等」と「手話通訳者」を使い分けております。
3	第2条 第8条 第13条 第13条第1項	○ 「手話通訳者」と「手話通訳者等」を明確に分けるべき。 ・「手話通訳者」は「手話通訳の資格を有する者」としてもらいたい。「手話通訳者等」は「手話通訳者及び手話に関わる聴覚に障害のない者」としてもらいたい。 ・「手話に関する技術の向上」は, 「手話通訳者等」ではなく, 「手話通訳者」の役割に変更してもらいたい。 ・第13条は, 第12条と同様に, 「手話通訳者」に変更してもらいたい。 ○ 手話通訳者の健康管理を明記すべき。	○ 御意見を踏まえ, 手話通訳者等の定義を「手話通訳者その他手話に関わる者」に変更しました。また, 変更後の定義に基づき, 規定ごとに, 「手話通訳者」と「手話通訳者等」を使い分けております。 ○ 御意見を踏まえ, 第13条第1項に「手話通訳者の健康の維持」を明記しました。
4	第2条第3号	○ 聞こえない, 聞こえが悪いでしよう方々の呼び名は「ろう者」だけではなく, 当事者達はとてもナーバスに捉えている。1番一般的な「聴覚障害者」という表現が良いのではないかと思う。 ○ 手話通訳をしていいのは「通訳者の試験に受かった者のみ」である。	○ 本条例は, 手話の普及の促進を目的としているため, 聴覚に障害のある方に限らず手話を使い生活を営む方を対象とし, 手話を使用しやすい環境の整備を目指しております。 ○ 御意見を踏まえ, 手話通訳者等の定義を「手話通訳者その他手話に関わる者」に変更しました。
5	—	○ 条例(案)は将来に光が差すような内容がたくさん盛り込まれていて, 感激している。 ○ 聴覚障害についても理解が進み, ろう者がいることが当たり前の世の中になればいいと思う。	○ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。 ○ 同上

	該当箇所 (条項)	御意見の概要	考え方
5		○ 当事者の意見が反映された、より良い条例となることを願う。	○ 同上
6	第2条第3号 第8条 第11条 第13条第1項 第16条	○ 手話通訳者以外で、手話通訳を行う者はいないので、「その他の手話通訳を行う者」を削除いただきたい。 ○ 「手話通訳者等」を「手話通訳者および手話に関わる聴者」に変更していただきたい。 ○ 「ろう者及び手話通訳者等」を「ろう者、手話通訳者等、および、日常的に手話に関わる聴者」に変更していただきたい。 ○ 「手話通訳者が健康に活動できる措置を制度化する」と言った文言を入れていただきたい。 ○ 「ろう者及び手話通訳者等」を「ろう者、手話通訳者等、および、日常的に手話に関わる聴者」に変更していただきたい。 ○ 手話を言語としての認知度を高めるためには、例えば、難聴者や通訳者以外の聴者も一丸となって関わる必要があると考える。施策もそのような点にご留意いただきたい。	○ 御意見を踏まえ、手話通訳者等の定義を「手話通訳者その他手話に関わる者」に変更しました。 ○ 手話通訳者等の定義を「手話通訳者その他手話に関わる者」としました。 ○ 同上 ○ 御意見を踏まえ、第13条第1項に「手話通訳者の健康の維持」を明記しました。 ○ 手話通訳者等の定義を「手話通訳者その他手話に関わる者」としました。 ○ 具体的な施策は、第10条に基づき、今後定められることとなりますので、貴重な御意見として関係部署にお伝えします。
7	第14条 第11条 第12条 第13条	○ 文案は基本的に良いと思うが、次のような具体的事例を入れるとより良いと思う。 ①手話に関する教育、学習の振興 ・児童、生徒向けの学習教材の作成 ・教員向けの手話学習 ②手話を使用しやすい環境整備 ・県や市町村職員を対象にした手話講習会などの機会拡充 ・災害時などに手話で意思疎通できる環境整備 ・手話通訳者の計画的な養成と資金的助成	○ 御意見を踏まえ、第12条第3項に災害時などに手話で意思疎通を図るための措置を規定しました。その他の手話に関する教育や手話を使用しやすい環境整備については、第11条や第13条、第14条等に規定しております。なお、具体的な施策は、第10条に基づき、今後定められることとなりますので、貴重な御意見として関係部署にお伝えします。

	該当箇所 (条項)	御意見の概要	考え方
8	前文 第2条第1号 第2条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ろう者以外の者がろう者を理解し」の言い回しからは、分断されている差別的なイメージを受ける。 ○ 「ろう者＝手話を使う」と定義されると、手話を使わないろう者の立場を無視しているように読めてしまうことを懸念している。 ○ 手話の普及には聴覚障害者への理解が欠かせない。手話普及と並行して聴覚障害者理解促進も盛り込んでもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御意見を踏まえ、表現を変更しました。 ○ 本条例は、手話の普及の促進を目的としているため、聴覚に障害のある方に限らず手話を使い生活を営む方を対象とし、手話を使用しやすい環境の整備を目指しております。 ○ 手話を使用しやすい環境の整備は、聴覚に障害のある方への理解の促進も含む趣旨であり、第11条で、取組を進める旨規定しております。なお、本県では、本条例のほかにも「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」を制定し、理解促進の取組を進めております。
9	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の意見募集や結果の公表などは、動画（手話）も付けていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
10	— 2条	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例案作成に当たり、聴覚障害者及び手話に関する全ての団体からのヒアリングが必要だと思う（聴覚障害者・中途失聴者・難聴者・盲ろう者・手話通訳者・要約筆記者など）。県条例は、各市町村の模範となるものだから時間をかけ言葉を選び慎重に進めてもらいたい。継続審議を求める。 ○ 手話はろう者だけが使うものではなく、様々な聴覚障害者が使う。ろう者の中にも手話だけではなく口話や筆談などのコミュニケーション手段を使う人もいる。定義の見直しが必要だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本条例は、手話に関する条例のため、手話に関わる関係団体の御意見を伺った上で、案文を作成しております。 ○ 本条例は、手話の普及の促進を目的としているため、聴覚に障害のある方に限らず手話を使い生活を営む方を対象とし、手話を使用しやすい環境の整備を目指しております。

	該当箇所 (条項)	御意見の概要	考え方
1 0	9 条 10 条 14 条	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関，メディア，各種公的電話相談窓口の事業者も条例対象とし聴覚障害者に対する理解，サービス向上を求める。 ○ 施策の策定及び推進に当たっては，「茨城県障害者施策推進協議会」だけでなく，聴覚障害者及び手話に関わる全ての団体から意見を聴く必要があると思う。 ○ 言語獲得時期である乳幼児からの支援が必要だと思う。聴覚障害乳幼児及びその保護者に対しては手話言語獲得に対する地域福祉支援がほとんどないのが現状である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本条例は，全ての事業者を対象にするとともに，事業者の取組が進むよう，第 15 条で，県が支援に努める旨規定しております。 ○ 本条例は，手話の普及等に当たり，「茨城県障害者施策推進協議会」の意見を聴くほか，第 4 条第 2 項に基づき，ろう者及び手話通訳者等の協力を得るよう努めることとしております。なお，具体的な施策は，第 10 条に基づき，今後定められることとなりますので，貴重な御意見として関係部署にお伝えします。 ○ 就学前の教育については，第 9 条で読むことができるため，明文化はしていませんが，具体的な施策に係る貴重な御意見として関係部署にお伝えします。
1 1	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例が制定されることで，手話を学ぶ場が増えることを期待している。市町村でも手話通訳者向けの講座が増えることも期待している。 ○ 条例が制定されることで，聾者への理解が深まり，手話に関心を持つ人が増えればと思う。制定に向けて前向きに考えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。 ○ 同上
1 2	第 13 条第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手話通訳者の健康管理に関して条例に加えていただきたい。通訳者の健康が守られることがより良い通訳活動になると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御意見を踏まえ，第 13 条第 1 項に「手話通訳者の健康の維持」を明記しました。

	該当箇所 (条項)	御意見の概要	考え方
1 3	第9条	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会社等，聴覚障害者が在籍している場合には，手話通訳者又は手話ができる職業生活相談員，もしくはジョブコーチの派遣，育成・設置を義務付けてほしい。 ○ 職場において，会議の場などに手話通訳者や支援者介入を原則として認めてほしい。 ○ 手話や情報支援を利用して社内研修等を受講することを可能とし，聴覚障害のある私達にもキャリアアップの機会を与えるよう認めてほしい。同時に周りの聴覚障害理解の促進を図る研修を義務付けるとともに，聴覚障害者自身向けの研修も実施できるようにしてほしい。 ○ 音声認識ソフト等，日常生活だけでなく，仕事でも利用できるよう，バックアップをしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本条例では，全ての事業者を対象とすることとのバランスの観点で，努力義務にしております。なお，事業者の取組が進むよう，第15条で，県が支援に努める旨規定しておりますので，関係部署に貴重な御意見としてお伝えします。 ○ 同上 ○ 同上 ○ 同上
1 4	前文	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前文は制定の由来・経緯を述べ，各条文の解釈基準となる重要な役割を担うので，もう少し丁寧に述べるべきではないか。 ○ 「手話は，・・・独自の語彙や文法体系を持つ言語である。」について，日本語と異なる文法体系を持つ視覚的な言語であるというような説明の方が良いと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御意見のとおり，本条例の制定趣旨等を述べるために前文を設けております。前文について，読む方が容易に制定の趣旨等を知ることができることにも留意し，文章の量を考慮し作成いたしました。なお，今後の手話の普及等に係る貴重な御意見として，関係部署にお伝えします。 ○ 同上

	該当箇所 (条項)	御意見の概要	考え方
14	<p>第2条第1号</p> <p>第2条第3号</p> <p>第3条</p> <p>第4条</p>	<p>○ 「我が国の手話は、・・・、情報の獲得とコミュニケーションの手段として、・・・」について、手話を母語とする人にとって思考や情緒などの機能も持つことをきちんと述べるべき。</p> <p>○ 「これまで言語としての手話を学び、使用する環境が整えられてこなかったことから、ろう者は・・・多くの不便や偏見を受けてきた。」について、聞こえない人への理解がなかったことも記載すべき。</p> <p>○ 「ろう者以外の者がろう者を理解し」について、「以外」という言葉からは疎外感・距離感を感じ、区別を助長しかねない。</p> <p>○ 「ろう者」について、定義することは自体を変更すべきではないか。また、「聴覚に障害のある者等」の「等」はどの者を指すのか明確に示すべき。</p> <p>○ 「手話通訳者等」について、手話通訳の有資格者と無資格者はわけて考えるべき。</p> <p>○ 基本理念について、まずは聞こえない人への理解が必要という旨をわかりやすい文言で入れるべき。</p> <p>○ 文末は「実施しなければならない」、「努めなければならない」であるべきです。</p>	<p>○ 同上</p> <p>○ 同上</p> <p>○ 御意見を踏まえ表現を変更しました。</p> <p>○ 本条例は、手話の普及の促進を目的としているため、聴覚に障害のある方に限らず手話を使い生活を営む方を対象とし、手話を使用しやすい環境の整備を目指しております。</p> <p>○ 御意見を踏まえ、手話通訳者等の定義を「手話通訳者その他手話に関わる者」としました。</p> <p>○ 第3条第2項の「相互に尊重し合い」の前提として、理解の増進を含む趣旨でありますので、第11条で、取組を進める旨規定しております。</p> <p>○ 実質的には「～なければならない」と同趣旨ですが、法令の書きぶりを踏まえ、「ものとする」としております。</p>

	該当箇所 (条項)	御意見の概要	考え方
14	第6条～第8条 第10条第2項 第11条 第12条 第13条 第14条 第15条	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「県民」「ろう者」「手話通訳者等」が並列に見えないように、第6条を「(県民の責務)・・・努めなければならない。」に変更した方がいいのではないか。 ○ 一般の県民の意見も聴くべき。 ○ 地域の学校での手話・聞こえない人への理解の学習の機会をさらに増やすことを盛り込んでもらいたい。 ○ 情報の「提供」を「発信」などに言い換えられないか。 ○ 負担の軽減にもっとダイレクトに繋がる内容を盛り込んでもらいたい。 ○ 「学校」の定義をすべき。 ○ 就学前の乳幼児およびその保護者に対する手話の習得の機会も十分に確保することも加えてほしい。 ○ 「合理的な配慮」について、定義すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本条例では、責務と役割を使い分けております。 ○ 「茨城県障害者施策推進協議会」において、学識経験者等も含め広く意見を聞いてまいります。 ○ 第11条で、広く学習の機会の確保に努める旨規定しております。なお、具体的な施策は、第10条に基づき、今後定められることとなりますので、貴重な御意見として関係部署にお伝えします。 ○ 法令の使用例などを踏まえ「提供」としております。 ○ 御意見を踏まえ、第13条第1項に「手話通訳者の健康の維持」を明記しました。 ○ 学校種別を規定する場合は条文が長くなることなど、読みやすさなども考慮し、通学する者を明示することで対象を特定することとしました。 ○ 就学前の教育は、第11条で読むことができるため明文化はしておりませんが、具体の施策に係る貴重な御意見として関係部署にお伝えします。 ○ ろう者が社会生活を営む上で障壁となる「音」による情報について、可能な限り手話の普及等に努めるという趣旨ですが、条例で一律に設定することは難しいため、個別具体の状況も踏まえ、運用で対応する必要があると考えております。

	該当箇所 (条項)	御意見の概要	考え方
1 5	前文 第 2 条第 3 号 第 11 条	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「多くの不便や偏見」について、具体的に記載した方がわかりやすいのではないかと。 ○ 「手話通訳者」は、県の認定試験に合格した者と明記し、それ以外の者は、手話を学ぶ者や、手話を使う者など、資格者とそうでない者を分ける必要があると思う。 ○ 行政の職員に対し手話を普及する旨の記載が必要だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前文について、読む方が容易に制定の趣旨等を知ることができることにも留意し、文章の量を考慮し作成いたしました。なお、今後の手話の普及等に係る貴重な御意見として、関係部署にお伝えします。 ○ 御意見を踏まえ、手話通訳者等の定義を「手話通訳者その他手話に関わる者」としました。 ○ 行政の職員に対する手話の普及は、第 11 条で読むことができるため明文化はしていませんが、貴重な御意見として関係部署にお伝えします。
1 6	— 第 2 条第 3 号 第 8 条 —	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制定に賛成する。 ○ 「その他の手話通訳を行う者」を削除してもらいたい。 ○ 「手話通訳者等」を「手話通訳者および手話に関わる聴者等」としてもらいたい。 ○ 条例について、手話での説明動画を作成し、広く普及させていただきたいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。 ○ 御意見を踏まえ、手話通訳者等の定義を「手話通訳者その他手話に関わる者」としました。 ○ 同上 ○ 貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
1 7	第 14 条 —	<ul style="list-style-type: none"> ○ 聴覚障害児の指導は特殊なもので、専門教育を受けた教員が望ましいと思う。特に、幼児期には発音の訓練が重要で、専門教師の下で指導を受け、手話教育へと繋げていけるような体制を作ってほしい。 ○ 手話通訳者の身分保障も考えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 具体の施策は、第 10 条に基づき、今後定められることとなりますので、貴重な御意見として、関係部署にお伝えします。 ○ 貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。

	該当箇所 (条項)	御意見の概要	考え方
18	第2条第1号	○ 「ろう者」について、聞こえない人・聴こえにくい人というのが分かりやすいと思う。なお、前文は歴史なので、「ろう者」のままがいい。	○ 本条例は、手話の普及の促進を目的としているため、聴覚に障害のある方に限らず手話を使い生活を営む方を対象とし、手話を使用しやすい環境の整備を目指しております。
	第2条第3号	○ 「その他の手話通訳を行う者」は省くべきである。	○ 御意見を踏まえ、手話通訳者等の定義を「手話通訳者その他手話に関わる者」としました。
	第9条	○ 「ろう者」以外の者とは何か？	○ ろう者の定義に当たらない方が該当いたします。
	第9条	○ 「・・・合理的な配慮をするよう努めるものとする」について、「努める」ではなく、もっと義務を強くする言い方に変えてもらいたい。	○ 本条例では、全ての事業者を対象とすることとのバランスの観点で、努力義務にしております。なお、事業者の取組が進むよう、第15条で、県が支援に努める旨規定しております。
	第10条第2項	○ 協議会で出た意見については、施策に反映させてもらいたい。	○ 関係部署に御意見としてお伝えします。
	第12条第2項	○ 「その他必要な施策」の中で、「電話リレーサービス」の導入、「遠隔手話サービス事業」などに取り組んでももらいたい。	○ 具体の施策は、第10条に基づき、今後定められることとなりますので、貴重な御意見として、関係部署にお伝えします。
	第14条	○ 次の規定を追加してもらいたい。 ①「ろう学校は早期教育においてろう者が相談員を配置できる環境を整えるものとする。」 ②「各個人に応じた乳幼児期からの手話の教育環境の整備・ろう学校における手話を含む多様なコミュニケーション手段を用いた各教科等指導を充実させ、手話を用いた教科等の指導を行うよう努めるものとする。」	○ 検討いたしました。具体的な施策の話になりますので、貴重な御意見として、関係部署にお伝えします。

	該当箇所 (条項)	御意見の概要	考え方
18	第15条 第17条 —	<p>③「人工内耳などの情報提供について、医療機関等とろう学校と茨城県聴覚障害者協会との連携してろう教育に関する施策に協力するよう義務付けるものとする」</p> <p>○ 「必要な支援」の中に、手話通訳者派遣も含めてもらいたい。</p> <p>○ 「手話通訳者などの確保により、生活保障ができるよう十分財政上の措置を講ずるよう義務付けるものとする。」という規定を追加してほしい。</p> <p>○ 制定後、変更・追加など改定はできるか？「必要に応じて、変更や追加等を改定するものとする。」と追記してはどうか</p>	<p>○ 具体の施策は、第10条に基づき、今後定められることとなりますので、貴重な御意見として、関係部署にお伝えします。</p> <p>○ 財政上の措置については、第17条で規定しておりますので、本会派としても、予算措置が図られるよう活動してまいります。</p> <p>○ 他の条例と同様に、条例の改正が必要となった場合は、県議会に条例案を提案し、審議することとなります。</p>
19	前文 第9条 —	<p>○ 「手話を使用しやすい環境」を「手話で話しやすい環境」又は「手話で発信受信しやすい環境」に変更してはどうか。</p> <p>○ 会社、および地方体でのイベント、研修会、面接などにおいて、個人ではなく、会社などが手話通訳者の派遣依頼をするよう義務化してもらいたい。</p> <p>○ 聾学校の早期教育相談員、およびスクールカウンセラーに聴覚障害者を配置すること。それらに関しては聴覚障害者協会やすらが面接採用の業務を行うこと。</p>	<p>○ 「手話を使用しやすい環境の整備」は、御意見の趣旨を含む意図で規定しております。</p> <p>○ 本条例では、全ての事業者を対象とすることとのバランスの観点で、努力義務にしております。なお、事業者の取組が進むよう、第15条で、県が支援に努める旨規定しておりますので、関係部署に貴重な御意見として伝えます。</p> <p>○ 具体の施策の話になりますので、関係部署に貴重な御意見としてお伝えします。</p>

	該当箇所 (条項)	御意見の概要	考え方
19	—	○ 公的機関（役場，病院，警察，消防署，バス，電車など）に携わる職員，研修生などに最低限の手話習得を義務化してもらいたい。そのための研修会を定期的に行ってもらいたい。	○ 具体の施策の話になりますので，関係部署に貴重な御意見としてお伝えします。
	—	○ 聴覚障害児と保護者も対象とした手話習得のための特別教科を設けてもらいたい。	○ 同上
	—	○ 聾学校の高等部の職業科（木工，理容など）に手話学科を設けてもらいたい。	○ 同上
	—	○ 手話通訳派遣事業における講師の賃金が奉仕員養成講座より安いので，予算を増やしてほしい。	○ 同上